

経営所得安定対策等のあらまし

米の直接支払交付金は29年度限りで廃止されましたが、水田活用の直接支払交付金は、食料自給率・自給力の向上を図るため、引き続き実施されます。

1 推進体制

神戸市西水田農業推進協議会は、神戸市農業活性化協議会の構成団体として事業を推進します。
経理担当事務局：JA兵庫六甲 庶務担当事務局：神戸市

2 需要に応じた米生産

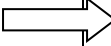
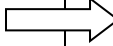
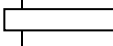
平成30年産米より生産調整制度が廃止され、生産者は、米の需要動向や在庫情報等を踏まえ、自らの経営判断により、需要に応じた米の生産・販売を行うこととなりました。

(参考)【令和2年産主食用米の生産目安(神戸市西水田農業推進協議会管内)】

令和2年産主食用米の需要÷平成31年産主食用米作付実績=107%

3 スケジュール

※提出書類は、農会長会を通じてその都度お知らせします。

令和2年度											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	 交付申請書の提出 野帳照合			 対象作物確認票の提出			 野菜等の販売確認 販売実績報告書の提出				水田活用 の交付金 交付

スケジュールは目安です。

* 交付金の交付の基礎となった証拠書類は、事業の翌年度から5年間保存してください。

神戸市西水田農業推進協議会事務局

神戸市経済観光局西農業振興センター

〒651-2124

神戸市西区伊川谷町潤和 1058 番地

Tel 975-6895 Fax 975-6828

JA 兵庫六甲神戸西宮農総合センター

〒651-2266

神戸市西区平野町印路 660-1

Tel 961-1277 Fax 961-2641

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。

- 1 交付対象者 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者に限る。(規模要件はなし)
- 2 交付対象数量 麦、大豆、そば、なたねの出荷・販売数量。(農産物検査で一定以上のもの)

面積払	当年産の作付面積	麦、大豆、なたね	20,000円/10a
		そば	13,000円/10a
数量払	当年産の出荷・販売数量	※品質が高いと交付単価が高くなります。(詳細は省略)	

※面積払のみの申請はできません。

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

農家抛出を伴う経営に着目したセーフティーネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

- 1 **交付対象者** 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者に限る。(規模要件はなし)
※集落営農組織は、法人化の予定があること。
- 2 **交付対象品目** 米・麦・大豆等（農産物検査で一定以上のもの）
- 3 **補てん額** 当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合、減収分の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。
- 4 **積立金** 国からの交付金：農業者の抛出金 = 3：1
※積立金は掛け捨てではありません。

翌年4月に出荷・販売数量（検査したもの）の報告が必要です。 *出荷伝票等を保存しておいてください。

水田活用の直接支払交付金

食料自給率・自給力向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりに向けた取り組みを支援し、水田のフル活用を図ります。

- 1 **交付対象者** 販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家，集落営農組織
- 2 **交付対象**

- ・当該年度内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に収穫するものが対象です。
- ・販売目的で生産し、出荷・販売を行うこと。

<注意事項>

- ・捨てづくりには交付されません。
- ・自家菜園、貸し農園及び不作付地（調整水田、自己保全等）は交付対象外です。
- ・自然災害等により収穫が皆無となった場合や販売ができなくなった場合には、栽培日誌や写真等を提出していただき、現地確認や聞き取り調査などにより通常の肥培管理が行われたことを確認します。
- ・原則として7月1日現在の権利者に交付されます。
販売権を含む農作業受委託の場合は、受託者に交付されます。（作業受委託契約書を提出）



対象作物ごとに販売伝票等の提出が必要です。（野菜・花き等、大豆、そば、麦など）
上記と合わせて12月に「出荷・販売等実績報告書兼誓約書」を提出いただきます。

戦略作物助成 (1水田あたり1作物に限る)

麦・大豆・・・・出荷契約、販売契約を締結し、出荷・販売を行うこと。
直売（自家加工を含む）の場合は、計画書を作成すること。

飼料作物・・・・利用供給協定等を締結（自家利用の場合は自家利用計画書）

WCS用稲・・・・新規需要米の認定を受けること。

加工用米・米粉用米（数量契約）・・・・必ず出荷できる数量を契約してください。

* 作況により数量の補正が行われる場合があります。

飼料用米・・・・ほ場を特定し、その全収穫物を出荷してください。

産地交付金

・戦略作物以外の作物（野菜・花き等）・・・出荷、販売を行うこと。（販売伝票等を提出）



県産地交付金の飼料用米・米粉用米の多収品種の取組は令和2年度より、生産者側（生産者又は生産者団体）と需要者側（需要者又は需要者団体）との複数年契約（3年以上）に変更となり、各年産米の契約数量を維持又は増加する等の要件が必要となります。

水田農業高収益化推進助成

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に位置づけられた産地における以下の取組を支援する制度です。

1 交付対象者 販売目的で対象作物を生産する販売農家、集落営農組織

2 取組内容 ① 高収益作物定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）

高収益作物の新たな導入面積に応じて支援（②とセット）

② 高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a）

高収益作物の畑地化の取組を支援（取組年度に1回限りの交付）

③ 子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援

3 取組要件 ・産地推進計画の位置づけ・・・①、②、③

・水田を畑地化（交付対象水田から除外）・・・①、②

（永年性作物である果樹については導入初年度、野菜等その他の高収益作物については導入6年目までに畑地化（交付対象水田からの除外）することを要件としています。）

※ 交付対象水田から除外された水田は今後水田活用の直接支払交付金の交付を受けることができなくなります。